	質問対象	質問内容	回答
1	基本協定書（案）全般	基本協定書（案）は、選定後の協議により提案内容に合わせて修正できるとの理解でよろしいでしょうか。また、本質問への回答は協定書に反映されるとの理解でよろしいでしょうか。	基本協定書（案）の内容は、事業内容の具体化に伴い、協議・調整の上で締結します。 また、本質問の回答についても同様です。
2	基本協定書（案）P.4 第11条	既存の地盤調査資料があれば、地下水位・支持地盤に関する情報も含めて開示いただけますでしょうか。	資料について存在しておりません。必要に応じて認定計画提出者において各種調査を実施してください。 参考資料として地層断面図は窓口において閲覧可能です。
3	基本協定書（案）P.4 第11条	敷地測量図、現況地盤高、埋設物および既存施設の完成図について、CADデータの提供は可能でしょうか。	CADデータはございません。必要に応じて認定計画提出者において各種調査を実施してください。 窓口において紙媒体の閲覧は可能です。
4	公募設置指針P1・5～7・23	施設の配置、規模及びデザインは、指針の条件の範囲内で事業者の提案によるとの理解でよろしいでしょうか。提案できる建築面積の目安があればご教示ください。	ご認識の通りです。 都市公園法、守山市都市公園条例に定める割合にて建築可能です。
5	公募設置指針P1・7・23	計画地が第一種中高層住居専用地域に該当する場合、飲食店に他の用途を併設した複合施設は建築可能でしょうか。	ご認識の通りです。ただし建築基準法、同施行令他で規定される施設であり、都市公園法に定める公園施設として認められるものに限ります。 建築の可否については認定計画提出者において関係課と協議をお願いします。
6	公募設置指針P4・9～10 協定案 第41条・別紙5	建物内に、公園利用者が無料で使える休憩スペースや便所等を設ける場合、その部分を特定公園施設として提案すること、又は使用料の対象面積から除くことは可能でしょうか。	できません。 任意提案による公募対象公園施設として取り扱います。
7	公募設置指針P4・10・23 協定案 第5条・別紙1(17)	特定公園施設の修繕・更新は引渡し後は市が行い、事業者の日常管理や事故・苦情対応は提案した管理区域内に限られるとの理解でよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。 ただし、基本協定書（案）第68条に該当する場合はこの限りではありません。
8	公募設置指針P5～6・9 説明会P8 協定案 別紙1(21)	特定公園施設の内容は、事業者の提案をもとに選定後の協議で確定するとの理解でよろしいでしょうか。また、資料により必須施設の記載（屋根付き広場等）が異なるため、どの資料が優先されるかご教示ください。	ご認識の通りです。 公募設置等指針に記載の特定公園施設に統一します。
9	公募設置等指針 P.5～6 第1章 3.(4)①	Eエリアは提案不可とされていますが、地元自治会との協議により改変が可能となる範囲を教えてください。またEエリアにおいて機能上効果的と考えられる可変が想定される場合、ご提案することは可能でしょうか。	Eエリア内の特定公園施設（広場等）の機能配置や改変については、地元自治会との十分な協議が整い、かつ全体の公園利用の公益性・機能性に支障がないと市が認める範囲において、提案および協議を行うことは可能です。具体的な改変範囲や内容については、事前に地元自治会へ説明・協議を行っていただき、その結果を踏まえてご提案ください。
10	公募設置指針P5・7	飲食店に、休憩スペース、貸室、有料の屋内施設、物販等を併設した複合施設を、公募対象公園施設として提案することは可能でしょうか。	質問５の回答と同様です。
11	公募設置指針P5・7・10	施設の一部を有料施設や貸室として運営する場合、料金は事業者が設定し、収入は事業者に帰属するとの理解でよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。ただし関係法令等に則った提案をお願いします。
12	公募設置指針P5～9 バリアフリー法 第13条	バリアフリー化は、関係法令・条例の基準を満たせば足りるとの理解でよろしいでしょうか。また、整備区域外の既存園路等は対象外との理解でよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。 整備区域外の既存園路等については、原則として今回の直接的な改修義務の範囲外となりますが、動線の連続性にご配慮ください。
13	公募設置指針P5・7～9 協定案 第41条・別紙5	飲食店に付属するテラス・デッキや、その屋根・パーゴラ等を設けることは可能で、規模や形態は事業者の提案によるとの理解でよろしいでしょうか。テラス部分の使用料の扱いもご教示ください。	各種法令等に則った構造であれば提案可能です。 なお、使用料の対象面積には、建築面積に加え、店舗利用者専用のテラスなど一般の公園利用者が自由に立ち入れない屋外の専用利用部分の面積も含めて算出します。
14	公募設置指針P5・9～10	事業者が広場や催事スペースでイベントを開催することは可能でしょうか。その際の許可と使用料をご教示ください。	可能です。 ただし事業者において公募対象公園施設として整備を行い管理・運営を行ってください。
15	公募設置等指針 P.6 第1章 3.(4)①	Eエリアについて、施設整備を伴わない樹木の間引き・剪定・植栽更新の提案は可能でしょうか。	質問９の回答と同様です。

16	公募設置指針P7・9	既存施設の撤去は市が行い、撤去後に事業者へ引き渡されるとの理解でよろしいでしょうか。	公募対象公園施設の設置場所における構造物撤去は、市で行います。
17	公募設置指針P7・13	上下水道・電気等の引込費用は、民間施設分は事業者負担、特定公園施設分は市負担の対象との理解でよろしいでしょうか。また、公園平面図のCADデータをご提供いただけるでしょうか。	ご認識の通りです。 図面に関しては紙媒体のみとなります、窓口において閲覧可能です。
18	公募設置指針 P7.第2章 1.(2).②	樹木については、高木・中木・低木の伐採及び伐根（移植が必要な場合は移植）の撤去費用は、市負担と考えてよいでしょうか。	公募対象公園施設の設置に伴う樹木等については、本市にて撤去し引き渡すことを条件とします。 特定公園施設の設置箇所については事業者により実施して下さい。
19	公募設置指針 P7.第2章 1.(2).②	樹木の配置計画を検討するため、樹木のプロット図及び樹木リスト（樹種、規格等）を開示いただけないでしょうか。	竣工時の植栽平面図は窓口において閲覧可能です。 維持管理により植栽数は減少しておりますので、現地確認をお願いいたします。
20	公募設置指針 P7.第2章 1.(2).⑧	電力引込に関しては、電力会社とは協議済でしょうか。協議済の場合、指導事項等あれば、ご指示ください。	新たな引込み等を行う場合は、認定計画提出者において電力会社等と協議してください。
21	公募設置指針 P7.第2章 1.(2).⑧	電気・水道等のインフラについて、公募対象公園施設の整備に際し、既設の電気・上下水道等の容量では必要な設備容量を満たせない場合、新たな系統による引込を行うことは可能でしょうか。 また、その場合に必要となる受電設備、電気引込、給水引込、下水接続等のインフラ増設工事費については、事業者提案内容を踏まえ、費用負担のあり方を協議させていただくことは可能でしょうか。	可能です。ただし認定計画提出者において各インフラ管理者と協議を行ってください。 公募対象公園施設で使用するインフラについては、認定計画提出者の負担により整備・維持管理を行うものとします。
22	公募設置指針 P7.第2章 1.(2).⑧	特定公園施設と公募対象公園施設の電気系統を分岐することとなり、電力使用量の区分管理を目的としてキュービクルや子メーター等を設置した場合、それら設備の所有区分及び維持管理責任者は守山市との認識でよろしいでしょうか。	公募対象公園施設で使用するインフラについては認定計画提出者の責任と負担により、新たに整備・保守等を行うものとします。 その他、回答21のとおりです。
23	公募設置指針 P7.第2章 1.(2).⑨	レベル測量図（従前の敷地データが揃っていない）がないことから、現時点では暫定的な計画図を提出する予定です。今後、詳細な測量を実施した結果、想定を上回る造成工事（盛土・切土）が必要であることが判明した場合、造成計画や費用負担等について協議を行うことは可能でしょうか。	特定公園施設においては協議可能です。 公募対象施設の建築はについては全て事業者負担とします。
24	公募設置指針 P7.第2章 1.(2).⑨	地盤調査データがないことから、現時点では暫定的な計画図を提出する予定です。今後、詳細な地盤調査を実施した結果、想定を上回る地盤改良（柱状改良、表層改良）が必要であることが判明した場合、造成計画や費用負担等について協議を行うことは可能でしょうか。	質問23の回答と同様です。
25	公募設置等指針 P.7 第2章 1.(2)④	既存トイレの構造図、耐震診断結果、劣化調査等の資料があればご提供ください。	窓口において閲覧可能です。
26	公募設置等指針 P.7 第2章 1.(2)⑧	飲食施設の電気は既存の公園受電設備から分岐可能でしょうか。また、供給余力を示す資料はありますか。	回答22のとおりです。
27	公募設置等指針 P.7 第2章 1.(2)③	既存の水車小屋を本市にて撤去とあるが、水景制御盤や自動給水装置は撤去可能なのでしょうか。また、水車小屋を残すことは可能でしょうか。	ご提案により撤去が必要な場合は、守山市が水景制御盤等の移設を行います。ただし自動給水装置は井戸設備となるため移設は不可能です。また照明制御盤も設置されています。 水車小屋の残置は可能です。
28	公募設置等指針 P.7 第2章 1.(2)③	水車について、設置当初の水車が公園内に設置された理由と、現在になって水車が撤去されている理由が分かればご教示ください。	経緯は不明ですが、老朽化により撤去しております。
29	公募設置指針P8・10 説明会P6	テラス等での営業時間、酒類の提供、イベント等は、一般の公園利用に配慮したうえで、事業者の提案によるとの理解でよろしいでしょうか。	一般の公園利用者の動線や周辺環境、騒音等への配慮がなされていることを前提に、事業者の提案および責任において実施していただくことが可能です。

30	公募設置指針P8⑥・10	屋外に自動販売機を設置することは可能でしょうか。既存の自動販売機がある場合は、その扱いもご教示ください。	可能です。ただし、公募対象公園施設の範囲内であれば土地使用料および光熱水費は事業者負担となります。その他、都市公園内でも設置可能ですが、都市公園条例に基づく設置許可が必要となります。なお、既存の自動販売機は他の事業者が許可を受け設置したものす。
31	公募設置指針P8・10	再整備後の駐車場は、店舗利用者と公園利用者の共用で無料との理解でよろしいでしょうか。運用方法を事業者が提案できるかもご教示ください。	原則、駐車場は無料です。 有料駐車場とする場合は別途公募対象公園施設として提案してください。
32	公募設置指針P8・10	市が公園内でキッチンカー等の出店を許可する場合、事業者と事前に協議いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	本市では、キッチンカーの出店許可をしておりません。キッチンカー等については、公募対象施設として提案してください。
33	公募設置指針P8・26 協定案 第43条	災害時に事業者に求められる協力の範囲と、その費用の負担をご教示ください。	公募設置等指針P26に記載の通りとします。
34	公募設置指針P9 協定案 第9・17条	市の予算や国の交付金が確保できない場合、事業者は計画の縮小や辞退ができるとの理解でよろしいでしょうか。	市の予算や国の交付金が確保できない場合、協議の上で決定します。
35	公募設置指針P9 譲渡契約案 第2・3条	市負担額は特定公園施設の引渡し後に一括で支払われるとの理解でよろしいでしょうか。部分払いが可能かもご教示ください。	譲渡契約書（案）に記載の通り、特定公園施設の引き渡し後に一括となります。
36	公募設置指針P9～10・26 協定案 第41条・別紙5	使用料の下限額2,940円／㎡・年は税込みで、提案した単価は事業期間中固定との理解でよろしいでしょうか。また、工事期間と撤去期間は使用料が免除されるとの理解でよろしいでしょうか。	公募設置等指針P9に記載の通りです。
37	公募設置指針 P9.第2章 1.(6)	公募対象公園施設の使用料に関する対象面積ですが、「建築面積」と考えて良いでしょうか。	建築物の範囲以外に、オープンテラスなど公募対象公園施設の利用者しか利用できない部分の面積も含めます。
38	公募設置指針 P9.第2章 1.(6)	使用料の面積には、インフラ設備の配管及び配線のための敷地については、含まれない認識でよろしいでしょうか。	地中にある配管、配線については、使用料の対象外です。ただし当該埋設配管等については、認定計画提出者の負担により、適切に維持管理および修繕対応等を行うものとします。
39	公募設置指針 P9.第2章 2.(1).2).①	既存トイレの図面について、計画検討のため開示いただけないでしょうか。	窓口において閲覧可能です。
40	公募設置指針 P9.第2章 2.(1).2).①	特定公園施設として駐車場を整備した場合、一般市民も利用することが可能な観点から、電気料金は公共負担で宜しいでしょうか。	ご認識の通りです。
41	公募設置指針 P9.第2章 2.(1).2).①	特定公園施設として駐車場を整備した場合、供用開始後に不法駐車が多発した際の対策については、市にて実施いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
42	公募設置指針 P9.第2章 2.(1).2).①	LED照明については、既存の照明設備を活用し、既存照明器具をLED照明へ更新するとの認識でよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。全てLED照明への更新を行ってください
43	公募設置指針 P9.第2章 2.(1).2).⑥	潅水装置本体については、既存設備を利用する計画を予定しております。既存の潅水装置本体が故障した場合、更新又は取替えについては守山市の負担にて実施いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
44	公募設置等指針 P.9 第2章 2.(1)①	四阿・パーゴラ・健康遊具・水飲み器・時計塔等は、提案により撤去・移設・再利用が可能でしょうか。	再利用は不可とします。
45	公募設置等指針 P.9 第2章 2.(1)①	近年修繕した公園施設のうち、市として存置または再利用を希望するものはありますでしょうか。	ございません。 撤去については、原則、代替施設を設置してください。
46	公募設置等指針 P.9 第2章 2.(1)①	駐車場出入口の新設・移設、および接道する歩道・縁石等の改修は可能でしょうか。	可能です。ただし交通安全性や周辺環境への影響を考慮したうえで、認定計画提出者において各施設管理者や公安委員会との協議や許認可が必要です。
47	公募設置等指針 P.9 第2章 2.(1)①	舗装材、ベンチ、サイン等について、市の標準仕様や使用材料の指定はありますでしょうか。	ございません。ただし、使用材料については耐久性や安全性等を考慮し、事前に守山市に承認を得るものとします。
48	公募設置等指針 P.9 第2章 2.(1)③	既存灌水配管の撤去・付替え費用は、特定公園施設の整備費に含められると考えてよろしいでしょうか。	付替えは不要です。
49	公募設置等指針 P.9 第2章 2.(1)①	複合遊具更新とあるが、既存の複合遊具を生かして補修する考えでしょうか、それとも既存複合遊具を撤去して新規で複合遊具を設置する考えでしょうか。	既存複合遊具は遊具点検にてC判定がでているため、撤去のうえ複合遊具を設置してください。
50	公募設置等指針 P.9 第2章 2.(1)①	駐輪場新設とありますが、何台必要か想定している数量があればご教示下さい。	30台程度を想定しておりますが、店舗利用客や公園利用者の需要を見極め、適切な台数を提案してください。
51	公募設置等指針 P.9 第2章 2.(1)①	既存駐車場増設とあるが、何台必要か想定している数量があればご教示下さい。	現状の２倍程度の提案を想定しておりますが、店舗利用客や公園利用者の需要を見極め、適切な台数を提案してください。

52	公募設置等指針 P.9 第2章 2.(1)③	特定公園施設の整備に要する費用について、設計費・設計監理費・測量費・地盤調査費・各種申請費は含まれると考えてよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。ただし、上限額の範囲とします。
53	公募設置指針 P10.第2章 2.4.①	利便増進施設として「自転車駐車場（無料）」の記載がありますが、特定公園施設にも駐輪場の記載があります。駐輪場については、特定公園施設として整備するとの認識でよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
54	公募設置指針 P10.第2章 2.5	認定有効期間内における設置工事及び認定期間終了後の解体・撤去に係る期間について、守山市から指定される期間や条件はありますでしょうか。また、当該期間については事業者の提案によるものと考えてよろしいでしょうか。あわせて、守山市が実施する樹木伐採等の事前工事については、認定有効期間開始前に実施されるものとし、認定有効期間には含まれないとの認識でよろしいでしょうか。	守山市から指定する期間や条件はございませんが、自治会の他、一般利用団体への配慮をお願いします。 解体・撤去の期間についはご認識の通りです。 市が事前に実施する樹木伐採等の工事期間は、事業者の認定有効期間（事業期間）には含まれません。
55	公募設置指針P10・14 協定案 第78・79条・ 別紙2	事業期間（最長20年）の起算日は、工事着手日と協定締結日のどちらでしょうか。また、重大な違反がない限り、期間内は設置管理許可が更新されるとの理解でよろしいでしょうか。	事業期間の起算日は工事着手日とします。 設置許可の更新はご認識の通りです。
56	公募設置指針P10・23 協定案 第45・46条	期間満了時に、協議により建物を撤去せず、市又は次の事業者へ譲渡することは可能でしょうか。	期間満了時の取扱いは原則として原状回復ですが、市が次期事業者への円滑な継承や公益上有効であると認め現状のままの受入れを承認した場合は、この限りではありません。
57	公募設置指針P10・23	子ども向けの遊戯施設等を設ける場合、市が求める安全基準や人員配置の基準はありますか。	市としての基準はございません。 「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂第２版）」および「遊具の安全に関する規準（JPFA-SP-S）」に基づき設計・施工を行ってください。人員配置については安全・円滑な運営が図られる体制を組んでください。
58	公募設置指針P10・23	開業後に市へ報告する内容と頻度、及び運営状況の確認方法をご教示ください。	事業報告に関する詳細については、協議の上決定します。
59	公募設置指針P10・23	事業期間中の改装や、施設内の用途ごとの面積配分の変更に、市の承認は必要でしょうか。	市の承認が必要です。また、関係法令に則ってください。
60	公募設置指針P12 協定案 第7・8条	協定案第8条の連帯責任は、設計・施工のみを担う構成法人には業務完了後は及ばないとの理解でよろしいでしょうか。また、構成法人が倒産した場合、市の承認により入れ替えられるかご教示ください。	本協定案第8条第１項に基づき、構成法人は、本件業務の履行に関する一切の責任を連帯して負うものとしています。 このため、設計・施工等の特定の業務のみを担う構成法人についても、当該業務の完了をもって直ちに連帯責任を免れるものではありません。（各構成員の業務分担及び責任範囲を明確にし、市に書面で提出してください。） なお、構成法人の変更については、市の事前承認を必要とし、変更後の構成法人の資格要件や事業遂行能力等を確認したうえで、個別に協議するものとします。
61	協定案 第7・42条 公募設置指針P12	飲食店等をフランチャイズで運営することや、施設の一部の運営を構成法人以外の事業者に委託することは認められるでしょうか。	協定案 第7・42条のとおり、市が承諾した場合、運営の一部を委託することは可能です。
62	公募設置指針P12②・⑥	規格建物（工場生産型の建物）の採用や、リース会社が所有する建物を代表法人が借りて設置する方式は認められるでしょうか。	経営形態は問いませんが、指針P12(2)⑥のとおり、代表法人は、当事業についての責務を負います。
63	公募設置指針P12④ ⑤・18 様式9・10	設計・施工の実績要件は、構成法人以外への委託や、複数の構成法人の実績の組合せで満たせるでしょうか。	構成法人の実績の組み合わせは可能とします。 構成法人でない委託先の実績は不可とします。
64	公募設置指針P13 協定案 第33・46・88条	借入のための建物への抵当権の設定や、後継事業者への地位の承継は、市の承認により認められるとの理解でよろしいでしょうか。	協議の上、市の事前承諾を求めます。
65	公募設置指針P14 協定案 第80条	事業者に責任のない理由による開業の遅れは協定案第80条の解除の対象とならず、また解除の前には是正の機会が与えられるとの理解でよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。 ただし第80条第１項９号に定める、供用開始予定日の変更を認めた場合に限ります。
66	公募設置指針P16・20	応募登録の締切日と、公募設置等計画の提出期限の最終時刻（17時又は16時45分）をご確認ください。	提出期限は全てにおいて閉庁時刻の16時45分に統一いたします。
67	公募設置指針P21～ 22・27 様式20・21	評価項目ごとの配点と、価額審査の採点方法をご教示ください。また、滋賀県産材の活用は評価の対象となるでしょうか。	公募設置等指針P.27記載の通りです。
68	公募設置指針P22～ 23・25～26 協定案 第13条第7項 協定案 第17・48条	選定後に市の指示や地元協議、反対運動により計画変更や工期延長が必要となった場合、追加費用は市負担との理解でよろしいでしょうか。協定案第13条第7項で市が対応する反対運動の範囲もご教示ください。	協定書（案）第13条に記載の通りです。

69	公募設置指針P24 協定案 第11・12条	予見できない地中障害物、土壌汚染及び埋蔵文化財への対応費用は、指針P24のとおり市負担との理解でよろしいでしょうか。	公募設置等指針P24に記載の通りです。
70	公募設置指針P24～25 協定案 第3・72・75条	協定案第72条・第75条では、協議が整わない場合に不可抗力や法令変更による費用を事業者負担としていますが、指針の取扱い（協議・市負担）が優先されるとの理解でよろしいでしょうか。	原則、協定案第72条・第75条に記載の通りです。
71	公募設置指針 P24.第3章 9.(4).リスク分担	土壌汚染が発見された場合、要項における地中障害物等の取扱いと同様に、公募開始時点で存在していた土壌汚染に起因する調査、撤去及び汚染土処理等に係る費用については、守山市の負担と考えてよろしいでしょうか。また、土壌汚染の有無を確認するための土壌汚染調査については、守山市において実施いただけるとの認識でよろしいでしょうか。	土壌汚染が発見された場合、撤去等に係る費用は市の負担となります。 公募対象公園施設及び特定公園施設の面積が3,000m2以上で、土地の形質変更を行う場合、都道府県知事への届出が必要となり調査費については認定計画提出者の負担とします。
72	公募設置指針 P24.第3章 9.(4).リスク分担	インフラ設備等において、各種負担金や給水加入金が発生する場合は、守山市に負担頂けると考えて良いでしょうか。	公募対象公園施設および利便増進施設に関わるものは認定計画提出者の負担とします。
73	公募設置指針 P24.第3章 9.(4).リスク分担	既存照明設備の安定器に含有されるPCBや、既存トイレ等に使用されているスレート材等からアスベストが確認された場合、これら有害物質に係る調査、分析、除去及び適正処理に要する費用については、守山市の負担と考えてよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
74	公募設置指針P25～26 協定案 第9・17条	著しい物価変動があった場合、市負担額の見直しを協議できるとの理解でよろしいでしょうか。	特定公園施設の整備内容について協議を行います。
75	公募設置指針P27	市の施策（子育て支援、健康づくり等）に係る事業の委託や補助制度と連携した運営を、提案に含めることは可能でしょうか。	可能です。ただし具体的な委託や補助金の交付等を前提とする場合等、各事業の連携の可否は認定計画提出者において確認してください。また、関係法令等に則った提案としてください。
76	協定案 第80～84条	事業者側の事情で事業の継続が難しくなった場合、協議により途中で終了することは可能でしょうか。その場合の違約金の扱いもご教示ください。	基本協定書（案）第80条第１項８号により解除します。 なお、違約金に関しては基本協定書（案）第84条第１項に基づきます。
77	協定案 第84条	違約金の算定基礎となる整備費には、内装工事費や備品も含まれるでしょうか。	含まれます。
78	協定案 第15・56条・ 別紙4	加入が必要な保険の種類と補償額をご教示ください。また、契約保証金や撤去費の積立てを求められるかもご教示ください。	基本協定書（案）別紙４に例示しておりますが、認定計画提出者において必要な保険等についてはご検討ください。 契約保証金については指針等に記載はしておりません。また、撤去費の積み立てについては認定計画提出者においてご検討ください。
79	その他	公表された質疑回答に対し、その内容の確認や解釈に関する追加質疑を提出することは可能でしょうか。	追加質疑は設けません。
80	その他 公園施設一覧	公園施設№10028-10036の外灯における“型番”をそれぞれ教えて頂けますでしょうか。	窓口において閲覧可能です。
81	参考資料「公園施設一覧」 「公園台帳」	防火水槽の、構造物との離隔必要性や耐荷重等の制約をご教示頂けますでしょうか。	構造物の観点からの離隔や耐荷重については、窓口において図面が閲覧可能ですので、認定計画提出者において確認をお願いいたします。 消防活動の観点からの離隔等については構造物の具体的な案をもって消防署等への協議をお願いいたします。
82	その他	既存の灌水設備は現在稼働していますか。また、改修後も維持すべき設備の範囲をご教示下さい。	灌水設備は稼働しておりません。撤去していただくことは可能です。
83	その他	広場・園路・植栽の再整備に伴い、既存灌水配管を撤去または付け替えることは可能でしょうか。	質問82の回答と同様です。
84	公募設置指針 P10.第2章 2.5	認定計画提出者が行う設置工事期間中の公園利用について、守山市として公園全体を閉鎖する予定でしょうか。それとも、工事範囲や提案内容に応じて一部エリアを閉鎖しながら、公園利用を継続することを想定されているでしょうか。	工事期間中の公園利用については、安全確保を最優先としつつ、部分閉鎖等を活用して可能な限り一般の公園利用を継続できるよう、施工計画の中でご提案ください。現場事務所や資材置き場を公園内に設置される場合は、占用料の対象とします。